

広島県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県廿日市市浅原地内		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
保曾原B（七一九八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	保曾原B（七一九八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
保曾原（六〇四四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	保曾原（六〇四四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸屋原（九七〇一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	戸屋原（九七〇一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸屋原（九七〇一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	戸屋原（九七〇一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
戸屋原（六〇五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	戸屋原（六〇五三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白河（二〇一一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	白河（二〇一一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白河（二〇一一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	白河（二〇一一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白河（二〇一一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	白河（二〇一一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白河（二〇一一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	白河（二〇一一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
白河（二〇一一五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	白河（二〇一一五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

区域の表示及び法規
 第九条第二項に
 定する土砂災害警
 戒区域等における
 土砂災害防止対策
 の推進に関する法
 律（平成三十年第
 三令第八十四号）
 第三十八項

b)	クワバラ谷 (二〇〇隣)	土石流	次の図のとおり	b)	クワバラ谷 (二〇〇隣)	土石流	次の図のとおり
c)	クワバラ谷 (二〇〇隣)	土石流	次の図のとおり	c)	クワバラ谷 (二〇〇隣)	土石流	次の図のとおり
)	市野東谷 (一〇四隣 c)	土石流	次の図のとおり)	市野東谷 (一〇四隣 c)	土石流	次の図のとおり
)	本郷下谷 (一〇六隣)	土石流	次の図のとおり)	市野東谷 (一〇四隣 a)	土石流	次の図のとおり
)	市野東谷 (一〇四隣 a)	土石流	次の図のとおり)	市野東谷 (一〇四隣 b)	土石流	次の図のとおり
)	西ヶ迫川 (一四隣 b)	土石流	次の図のとおり)	西ヶ迫川 (一四隣 b)	土石流	次の図のとおり
)	原出川 (一八隣)	土石流	次の図のとおり)	原出川 (一八隣)	土石流	次の図のとおり
a)	重山西谷 (五〇一二隣)	土石流	次の図のとおり	a)	重山西谷 (五〇一二隣)	土石流	次の図のとおり
b)	重山西谷 (五〇一二隣)	土石流	次の図のとおり	b)	重山西谷 (五〇一二隣)	土石流	次の図のとおり
)	重山東谷 (五〇一三隣)	土石流	次の図のとおり)	重山東谷 (五〇一三隣)	土石流	次の図のとおり
)	市野A (七二一九―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり)	市野A (七二一九―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
)	市野A (七二一九―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり)	市野A (七二一九―三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
)	市野A (七二一九―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり)	市野A (七二一九―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
)	市野 (九四〇―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり)	市野 (九四〇―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
)	市野 (九四〇―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり)	市野 (九四〇―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
)	市野 (六〇五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり)	市野 (六〇五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
)	浅原B (一〇四四―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり)	浅原B (一〇四四―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

白河橋谷（ 一一四）	土石流	次の図のとおり	白河橋谷（ 一一四）	土石流	次の図のとおり
戸屋原上谷 （一一五）	土石流	次の図のとおり	戸屋原上谷 （一一五）	土石流	次の図のとおり
戸屋原下谷 （一二七）	土石流	次の図のとおり	戸屋原下谷 （一二七）	土石流	次の図のとおり
保曾原東谷 （二一八）	土石流	次の図のとおり	保曾原東谷 （二一八）	土石流	次の図のとおり
小田原川（ 一三）	土石流	次の図のとおり	小田原川（ 一三）	土石流	次の図のとおり
戸屋原南谷 （一三五）	土石流	次の図のとおり	戸屋原南谷 （一三五）	土石流	次の図のとおり
西ヶ迫川（ 一四）	土石流	次の図のとおり	西ヶ迫川（ 一四）	土石流	次の図のとおり
東ヶ迫川（ 一六）	土石流	次の図のとおり	東ヶ迫川（ 一六）	土石流	次の図のとおり
猪迫川（二 七一）	土石流	次の図のとおり	猪迫川（二 七一）	土石流	次の図のとおり
猪迫川（二 七二）	土石流	次の図のとおり	猪迫川（二 七二）	土石流	次の図のとおり
原出川（二 八）	土石流	次の図のとおり	原出川（二 八）	土石流	次の図のとおり
戸屋原川（ 一九）	土石流	次の図のとおり	戸屋原川（ 一九）	土石流	次の図のとおり
河内神社谷 （二〇）	土石流	次の図のとおり	河内神社谷 （二〇）	土石流	次の図のとおり
河内神社東 谷（二二）	土石流	次の図のとおり	河内神社東 谷（二二）	土石流	次の図のとおり
保曾原川（ 二二）	土石流	次の図のとおり	保曾原川（ 二二）	土石流	次の図のとおり
冷川東谷（ 五〇〇七）	土石流	次の図のとおり	冷川東谷（ 五〇〇七）	土石流	次の図のとおり
冷川出店谷 （五〇〇八）	土石流	次の図のとおり	冷川出店谷 （五〇〇八）	土石流	次の図のとおり

猪白峠谷（五〇〇九）	土石流	次の図のとおり	猪白峠谷（五〇〇九）	土石流	次の図のとおり
新戸屋原橋谷（五〇一〇）	土石流	次の図のとおり	新戸屋原橋谷（五〇一〇）	土石流	次の図のとおり
戸屋原川（五〇一一）	土石流	次の図のとおり	戸屋原川（五〇一一）	土石流	次の図のとおり
重山西谷（五〇一二）	土石流	次の図のとおり	重山西谷（五〇一二）	土石流	次の図のとおり
重山東谷（五〇一三）	土石流	次の図のとおり	重山東谷（五〇一三）	土石流	次の図のとおり
保曽原西谷（五〇一四）	土石流	次の図のとおり	保曽原西谷（五〇一四）	土石流	次の図のとおり
鶴頭原谷（六六五〇）	土石流	次の図のとおり	鶴頭原谷（六六五〇）	土石流	次の図のとおり
小西川（七八）	土石流	次の図のとおり	小西川（七八）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。